



千葉動力車労働組合

労働争闘(争闘)をメジ曲げ

不当処分を策動する当局

「違法不届」の独断的決めつけは 重大な不当労働行為 労働組合が声明

動労千葉が、国労の七二時間ストとともに闘った八四時間ストライキは、清算事業団問題を政治・社会問題の焦点に押し上げ、当局とJR総連結託体制の根幹をゆるがす強烈な打撃を与えることに成功した。窮地に陥ちた当局は、今必死でその巻き返しに出ている。

「裁判で負けても、長期裁判で動労千葉にダメージを与える」と絶叫し、一斉に報道機関を使い「動労千葉の抜き打ちストは違法スト」なる「宣伝」

100%事実にする 「抜き打ちスト」の決めつけ

当局は、三月二三日各社新聞朝刊と夕刊に「お詫び」広告を掲載し、その中で、

国鉄千葉動力車労働組合は突如、一八日正午より抜き打ち的にストに突入するという公益事業の組合としてあってはならない違法行為を行ったため、大混乱するにいたりまし

に乗り出し、懲戒免職を含めた不当な処分策動等を強めている。こうした目に余る違法行為の上塗りと思いがかりに、動労千葉顧問弁護団はいち早く「抗議声明」を発し、当局の違法・不当労働行為追及にたちあがっている。全組合員は、清算事業団決戦の過中で加えられている「違法スト」呼ばわりと、不当処分策動を粉砕するために、ただちに反撃に起たなければならぬ。

と事実経過に100%反する主張を行ってきたが、事実経過を消すことは出来ない！

そもそも動労千葉は、「奴隷協定」である労働協約は締結されていないのであり、本来なら「予告の義務」はないのだが、あえて①一月五日、労働省・中労委へ「争議行為に関する通知」②三月一六日、「動労千葉発五号」

をもって「争議行為に関する通知」を行い、その中で繰り返される当局のスト破壊を弾劾し、「会社及び警察権力から不当な介入・不当労働行為及びスト破り行為があった場合は、戦術を拡大する」ことを強く警告し、それを付記して書面で通告を行っている。③さらにこの間、口頭で再三にわたって「戦術拡大について、一二時間前倒し実施

もありうる」ことを強調してきたのである。④三月九日と一五日の記者会見でも、戦術についてと細かく説明してきたところであり、そのほか街宣や、三月一二日の本社抗議行動でも声を大にして主張してきた通りである。当局の「抜き打ちスト・違法スト」という決めつけほど卑劣で、卑怯な言いがかりは他にない。

混乱の原因と責任は スト圧殺にある！

断罪されるべきは、当局の常軌を逸したスト圧殺攻撃そのものである。このことは何度でもはっきりさせなければならぬ！

①スト突入二〇時間前から庁舎内の組合員を排除した。②泊り乗務員に対し、スト突入以前にもかかわらず泊施設にお

る宿泊を認めない。③津田沼では、職場をフェンスで囲み、正門入口を閉鎖、サーチライト、ビデオカメラで「威嚇」し、刑務所同然の異常な状態にもちこみ、加えて一八日には朝から組合事務所の前にトタンフェンスを設置するなどの暴挙に出た。④千葉転において、

一八日午前八時から門を閉鎖し、ピケをはり出勤した組合員の入構や通行を暴力で妨害する。等々、枚挙に暇がない！

動労千葉は、このスト圧殺のエスカレーターを重視し、一八日午前九時五分、事態改善を求め申し入れる。しかしそのきざし無し。再三にわたりに申し入れ午前十一時一〇分当局に対し、「一二時以降全乗務員の突入については、一一時三十分がリミットである」旨通告。一一時四〇分当局は「要求については受け入れない」と拒否回答。「一二時以降ストに突入するがそれで良いのか」と念を押し、当局側は「やむをえません」と回答。当局の不当なスト圧殺攻撃からストライキを防御するため正午から突入。以上が事実経過である。全組合員は、怒りの弾効に起とう！

労働関係調整法(労働法)上も一〇〇%適法スト！(つづく)

3/30

正午以降の 抜き打ちスト

労働関係及び労働
組合地上勤務者

16時本社前行動

18時清算事業団
印争勝利

中央集会(北谷)

全力動員